

早期全面講和と主権の恢復に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十一月三十日

兼岩傳一

参議院議長 佐藤 尚武殿

早期全面講和と主権の恢復に關する質問主意書

一 日本は一九四二年一月一日、旧敵国と單獨講和を結ばぬ旨誓約した聯合國の共同宣言に答え、米、英、ソ及び中華人民共和國の合意と一致による早期全面講和でなければならぬと考へるか、否か。

二 講和によつて主権は完全に恢復されねばならぬ。如何なる國家または國際機関に対しても、主権が侵害されるような一切の義務を負うてはならぬと考へるか否か。